

ご支援のお願い

就学困難な優れた学生を援助、救済するための奨学制度 白門奨学会について

学会では、経済的事情により学業を継続できないおそれのある優れた学生を対象に、学資金を貸費、給費する等の方法によって援助、救済するための奨学制度を設けています。この奨学制度を担っているのが公益財団法人白門奨学会です。

公益財団法人白門奨学会では、学業・人物ともに優秀かつ健康であって、経済的な事情で就学困難な学生に対し奨学援助を行い、社会有用の入材を育成することを目的としています。

学会は1973年より奨学事業を行ってきましたが、1978年10月に財団法人白門奨学会となり、さらに2014年4月から公益財団法人白門奨学会となったことで、奨学制度の一層の充実・発展に努めています。

本奨学会が2014年度までに貸費した学生は268人、給費524人、研究費給費124人、冠奨学金給費389人。また奨学金は、現在のところ学部学生・大学院生および外国人留学生を対象に年間あたり約1,500万円の給付を行っています。

これらの奨学金の多くは、おもに中央大学を卒業した学員の皆様からの寄付により成り立っています。

1. 募金の種別

法人：1口10万円以上

個人：1口1万円以上（法人・個人とも口数は任意です）

2. 寄付金の納入方法

(1) 専用の振込用紙による寄付（*振込手数料はかかりません）

専用の振込用紙を郵送させていただきますので、お手数ですが下記の白門奨学会事務局までご連絡ください。

(2) ゆうちょ銀行（郵便局）での振込

郵便振替口座：00160-7-7120 三井住友信託銀行本店営業部

上記の口座に振り込んでください（備考欄に「白門奨学会基金」と記載）。

(3) その他

現金書留にて郵送または直接持参の場合には、下記の白門奨学会事務局までお願いいたします。

3. 寄付者の発表

寄付者のご芳名は、ご納入いただいた翌日以降の中央大学学会の機関紙「中央大学学員時報」に発表いたします。本会では寄付者名簿に登載し、永久に保存させていただきます。

4. 寄付金の領収書の送付

後日、本会から「領収書」を送付いたします。

5. 税法上の優遇措置

寄付した翌年の確定申告期間（2月中旬～3月中旬）に、本会発行の「領収書」を確定申告書に添えて所轄の税務署に提出し、所得税の還付請求を行ってください。

ご賛同のうえ、
積極的なご協力とご支援を
よろしくお願いいたします。

公益財団法人 白門奨学会

〒101-8324 東京都千代田区神田駿河台 3-11 中央大学駿河台記念館7階

TEL：03-3292-5399 FAX：03-3219-6177